

岡山県公報

発行
岡山県
岡山県岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

規則 主 要 目 次

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (県例規集登載)	六六二
岡山県分別収集促進計画	六六二
道路の区域変更	六六二
道路の供用開始	六六二
岡山県警察関係手数料徴収条例第二條第一項第五十一号に規定する審査	六六三
公 告	六六三
公募型指名競争入札の実施	六六三
道路の位置の指定	六六四
県営土地改良事業変更計画の縦覧	六六四
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況の公表	六六四
平成十七年度准看護師試験の実施	六六四
大規模小売店舗に関する市町村等の意見の縦覧	六六五
平成十七年度砂利採取業務主任者試験の合格者	六六六
選挙管理委員会	六六六
政治団体の名称等の公表	六六六
政治団体の代表者等の異動	六六七
政治団体の解散	六六七
資金管理団体の名称等の公表	六六八
資金管理団体の届出事項の異動	六六八
資金管理団体の指定取消し	六六八

規則

岡山県規則第百三十八号

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成十七年十一月二十五日

岡山県知事 石 井 正 弘
岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(平成十七年岡山県条例第六十九号)附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十七年十二月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岡山県告示第百三十八号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)第九条第一項の規定により、平成十七年七月二十八日付けで岡山県分別収集促進計画を定めたので、当該計画書を岡山県庁県政情報室及び各県民局地域政策部環境課において縦覧に供する。

平成十七年十一月二十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県告示第百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 高山芳井線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市川上町仁賀字向ケ市屋敷三三六〇番一 地先から 高梁市川上町仁賀字向ケ市三三六一番一 地先まで	新	四・三 八・二	六〇・〇
高梁市川上町仁賀字向ケ市屋敷三三六〇番一 地先から 高梁市川上町仁賀字向ケ市三三六一番一 地先まで	旧	四・三 七・六	六〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 新見日南線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新見市神郷釜村字井手山六〇六番一	地先から	新	一〇・〇 二四・五	四三・五
新見市神郷釜村字久栄山六六五番一	地先まで	旧	三・五 二・五	四三・五
新見市神郷釜村字井手山六〇六番一	地先から	新	一〇・〇 二四・五	四三・五
新見市神郷釜村字久栄山六六五番一	地先まで	旧	三・五 二・五	四三・五

一 道路の種類 県道
二 路線名 高山芳井線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市川上町仁賀字宮ノ向三三六一番一	地先から	新	四・〇 一三・〇	二〇・〇
高梁市川上町仁賀字紙屋マヘバ三三五一	地先まで	旧	四・〇 七・〇	二〇・〇
高梁市川上町仁賀字宮ノ向三三六一番一	地先から	新	四・〇 一三・〇	二〇・〇
高梁市川上町仁賀字紙屋マヘバ三三五一	地先まで	旧	四・〇 七・〇	二〇・〇

●岡山県告示第六百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

道路の種類	路線名	区	間	供用開始年月日
県道	高山芳井線	高梁市川上町仁賀字向ケ市屋敷三三六〇番一	地先から	平成十七年十一月二十
県道	新見日南線	新見市神郷釜村字久栄山六六五番一	地先まで	平成十七年十一月二十
県道	新見日南線	新見市神郷釜村字井手山六〇六番一	地先から	平成十七年十一月二十

県道	高山芳井線	高梁市川上町仁賀字宮ノ向三三六一番一	地先から	平成十七年十一月二十
		高梁市川上町仁賀字紙屋マヘバ三三五一	地先まで	平成十七年十一月二十

●岡山県告示第六百四十一号

岡山県警察関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第七十二号）第二条第一項第五十一号に規定する審査を次のように定める。

平成十七年十一月二十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成十七年岡山県条例第六十九号）による改正後の岡山県警察関係手数料徴収条例第二項第五十一号に規定する審査は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の下欄に掲げる者について行うものとする。ただし、警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号。以下「改正法」という。）による改正前の警備業法第十一条の規定による検定（以下「旧検定」という。）に合格した警備員であって、改正法の施行の日（平成十七年十一月二十一日）において現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、従事している期間が継続して一年以上であるもの及び旧検定に合格した者であって、改正法の施行の日において現に当該旧検定に係る警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国公安委員会規則第二十号）附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、従事している期間が継続して一年以上であるものを除く。

空港保安警備業務に係る一級の検定合格者審査	旧規則第一条に規定する空港保安警備に係る一級の旧検定に合格した者
空港保安警備業務に係る二級の検定合格者審査	旧規則第一条に規定する空港保安警備に係る一級又は二級の旧検定に合格した者
施設警備業務に係る一級の検定合格者審査	旧規則第一条に規定する常駐警備に係る一級の旧検定に合格した者
施設警備業務に係る二級の検定合格者審査	旧規則第一条に規定する常駐警備に係る一級又は二級の旧検定に合格した者
交通誘導警備業務に係る一級の検定合格者審査	旧規則第一条に規定する交通誘導警備に係る一級の旧検定に合格した者
交通誘導警備業務に係る二級の検定合格者審査	旧規則第一条に規定する交通誘導警備に係る一級又は二級の旧検定に合格した者
核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の検定合格者審査	旧規則第一条に規定する核燃料物質等運搬警備に係る一級の旧検定に合格した者

核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の検定合格者審査	旧規則第一条に規定する核燃料物質等運搬警備に係る一級又は二級の旧検定に合格した者
貴重品運搬警備業務に係る一級の検定合格者審査	旧規則第一条に規定する貴重品運搬警備に係る一級の旧検定に合格した者
貴重品運搬警備業務に係る二級の検定合格者審査	旧規則第一条に規定する貴重品運搬警備に係る一級又は二級の旧検定に合格した者

公 告

〔六五〕 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により警察本部伊福町庁舎改修工事に係る指名競争入札を実施するので、参加を希望する者から、次のとおり公募型指名競争入札参加申請書、施工実績調書及び配置予定技術者調書（以下「技術資料」という。）の提出を求める。

平成十七年十一月二十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 工事の概要

1 工事名

警察本部伊福町庁舎改修工事

2 工事場所

岡山県岡山市伊福町一丁目二番八号外

3 工事概要

岡山県警察本部伊福町庁舎（旧岡山西警察署）の耐震改修及び増築を行う。

(1) 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

(2) 階数 地上四階

(3) 建築面積の合計 九二九・五七平方メートル

(4) 延べ面積の合計 二、九〇六・三〇平方メートル

4 工期

この入札による契約を締結した日から平成十八年十二月二十日まで

二 技術資料の提出ができる者の資格

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

1 共同企業体のすべての構成員が、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の十一第一項において準用する同令第六十七條の四に規定する者でないこと。

(2) 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領（平成九年岡山県告示第二百五十八号。以下「審査要領」という。）第七条の規定により入札参加資格を有する

と認められる者であること。

(3) 技術資料の提出期限日において、岡山県知事から建設工事等入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。

(4) 審査要領第六條第一項に規定する入札参加資格の建築一式工事の級別業者の格付けが、A又はAであること。

(5) 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三條第一項の規定による特定建設業の許可（建築一式工事に係るものに限る。）を有していること。

(6) 岡山県内に法第三條第一項に規定する営業所（以下「営業所」という。）を有していること。ただし、級別業者の格付けがAの者にあつては、岡山県内に主たる営業所を有する者であること。

(7) 当該共同企業体への出資比率が三十パーセント以上であること。

(8) 一に掲げる工事（以下「本件工事」という。）について二以上の共同企業体の構成員となっていないこと。

(9) 本件工事の工事現場に監理技術者を専任で配置できること。

2 共同企業体の代表者が、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第九十六号）第二條の規定による改正（以下「改正」という。）前の法第二十七條の二十三第一項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成十五年八月一日から平成十六年七月三十一日までのものに限る。）の建築一式工事の総合評定値の数値が千五十点以上であること又は改正後の法第二十七條の二十三第一項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成十五年八月一日から平成十六年七月三十一日までのものに限る。）の建築一式工事の総合評定値の数値が千五十点以上であること。

(2) 平成七年度以降に、元請負人として、日本国内において、階数が三以上で、かつ、延べ面積の合計が三、〇〇〇平方メートル以上の国、地方公共団体等の庁舎の建築工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。

三 技術資料作成要領の配布期間、配布場所及び配布方法

1 配布期間

平成十七年十一月二十五日から同月三十日まで（県の休日（岡山県の休日）を除く。）の午前九時から午後四時までとする。ただし、平成十七年十一月二十五日は、午前十時からとする。

2 配布場所及び配布方法

岡山県岡山市内山下二丁目四番六号

岡山県警察本部警務部会計課

電話番号〇八六―二三四―〇一一〇 内線二四二

1の期間中に直接受け取ることを。

四 技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法

- 1 提出期間
平成十七年十二月一日及び同月二日の午前九時から午後四時までとする。
- 2 提出場所及び提出方法
三の2の場所に持参すること。
- 五 その他
 - 1 提出された技術資料に虚偽の記載をした者は、本件工事の指名業者としないこととする。同時に、指名停止措置を行うことがある。
 - 2 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
 - 3 提出された技術資料は、返却しない。
 - 4 当該手続に関する問い合わせ先
三の2の場所

(六六) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令美作局 建設第六〇一八号 平成十七年十一月 四日	真庭市久世字山根前三一九番一、 二三一九番六、二三一九番一五、二 三三〇番一、二三三〇番八	六・〇一 六・〇二	四〇・六〇

(六七) 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営（中山間地域総合整備（ほ場整備） 井原地区）土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成十七年十一月二十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（中山間地域総合整備（ほ場整備） 井原地区）変更計画書
- 二 縦覧の期間
平成十七年十一月二十五日から平成十七年十二月十六日まで
- 三 縦覧の場所

井原市役所

(六七) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第八条の規定により届出のあったポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況について、次のとおり公表する。
平成十七年十一月二十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 公表する書類
平成十七年三月三十一日におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書及び添付書類
- 二 公表の期間
平成十七年十一月二十五日から平成十八年十一月二十四日まで
- 三 公表の場所
各県民局地域政策部環境課（当該県民局管内関係分に限る。）

(六八) 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成十七年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成十七年十一月二十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 試験期日
平成十八年二月十六日（木曜日） 午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験場所
岡山市津島中二丁目一ー一
岡山大学
- 三 受験願書の提出期間及び受付時間
平成十八年一月四日（水曜日）から同月十二日（木曜日）までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。なお、郵送の場合は、平成十八年一月十二日までの消印のあるものは有効とする。
受付時間は、午前九時から午後五時までとする。
- 四 受験資格
次のいずれかに該当する者
 - 1 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成十八年三月三十一日までに修業する見込みの者を含む。）
 - 2 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）
 - 3 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成十八年三月三十一日までに修業する見込みの者を含む。）
 - 4 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）

- 5 外国の看護師学校若しくは看護師養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が3又は4に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 6 外国の看護師学校若しくは看護師養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、5に該当しない者で知事が適当と認めたもの
- 五 受験手続及び提出書類
受験願書に次に掲げる書類を添えて、岡山市内山下二丁目四番六号（郵便番号七〇〇一八五七〇）岡山県保健福祉部施設指導課へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便とすること。
 - 1 卒業証明書若しくは修業証明書又は四の5及び6においてはそれぞれ適当と認められたことを証する書面
出願の時に卒業見込み又は修業見込みの者は、卒業見込み証明書又は修業見込み証明書を提出し、卒業し、又は修業した日から三日以内に卒業証明書又は修業証明書を提出すること。
 - 2 写真
出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルの上半身像であって、裏面に撮影年月日、氏名を記入したもの（受験願書の所定欄にはり付けること）。なお、在籍者及び願書を卒業校がとりまとめて提出する既卒者については当該学校において、それ以外の者については岡山県保健福祉部施設指導課看護・試験班において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。
- 六 受験票
受験願書を受理した者には、受験票を交付する。
- 七 受験手数料
六、九〇〇円（受験願書に相当額の岡山県収入証紙をはり付け、消印しないこと）。なお、既納の手数料は、返還しない。
- 八 試験科目
 - 1 人体の仕組みと働き
 - 2 食生活と栄養
 - 3 薬物と看護
 - 4 疾病の成り立ち
 - 5 感染と予防
 - 6 看護と倫理
 - 7 患者の心理
 - 8 保健医療福祉の仕組み
 - 9 看護と法律
 - 10 基礎看護
 - 11 成人看護
 - 12 老年看護

- 13 母子看護
 - 14 精神看護
 - 九 試験方法
筆記試験
 - 十 合格発表の日時及び場所
平成十八年三月十五日（水曜日）午前十時岡山県保健福祉部施設指導課において発表する。
 - 十一 合格証書の交付
試験の合格者には、合格証書を交付する。
 - 十二 受験願書の用紙の請求その他
 - 1 受験願書の用紙は、岡山県保健福祉部施設指導課へ返送料を添えて請求すること。
 - 2 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成十八年一月十二日（木曜日）までに岡山県保健福祉部施設指導課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
 - 3 その他受験について詳しいことは、岡山県保健福祉部施設指導課（直通電話〇八六一二二六―七三三三）へ問い合わせること。
- 〔六四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりであり、同条第三項の規定により、これらの意見を縦覧に供する。
- 平成十七年十一月二十五日
- 岡山県知事 石 井 正 弘
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 天満屋ハピータウン西大寺店
所在地 岡山市西大寺南一丁目二番五号
 - 二 意見の概要
市町村から聴取した意見
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰上げ及び閉店時刻の繰下げ並びに来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更によっては、当該店舗の周辺地域の生活環境に与える影響はありません。
 - 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間
平成十七年十一月二十五日から平成十七年十二月二十五日まで
 - 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課
 - 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 ハピーズ泉田店
所在地 岡山市泉田二八一番一ほか
- 二 意見の概要
市町村から聴取した意見
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰上げ及び来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更によつては、当該店舗の周辺地域の生活環境に与える影響はありません。
- 三 縦覧の期間及び場所
1 縦覧の期間

選挙管理委員会

平成十七年十一月二十五日から平成十七年十二月二十五日まで
縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課

〔六五〕平成十七年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。
平成十七年十一月二十五日

受験番号 三 氏名 荒島 啓之
岡山県知事 石井 正弘

●岡山県選管告示第百二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
平成十七年十一月二十五日

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等の区域を単位として設けられた支部

届出年月日

〇〇
平成一七・八・一九
八・二四

自由民主党岡山県衆議院選挙区第二支部
自由民主党岡山県衆議院選挙区第三支部
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

浅野和正後援会
明日の吉備路を考える会
あべ孝一後援会
小川まさし後援会

浅野 和正
渡邊 繁雄
中村 和史
西本 仁之
秋岡 毅

浅野 建治
池上 智昭
中村 和史
小林 直樹
黒川 喜平

倉敷市船穂町船穂三〇六四
総社市清音三因一〇七四一
岡山市厚生町一〇二一八
小田郡矢掛町南山田一七二七
高梁市和田町二〇六一七
岡山市下五三三一

平成一七・八・一
八・一〇
八・二九
八・一五
八・二九
八・二三

「世界の岡山市・住んで誇れる岡山市」を創る会
難波正吾後援会
橋本岳後援会

六車 紀代子
吉村 振三
林 武司

宇治郷 好春
神社 恵子
中桐 泰

総社市中央六一〇一〇五
倉敷市吉岡五五二

八・二五
八・二三
八・二二

●岡山県選管告示第百二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
平成十七年十一月二十五日

岡山県選挙管理委員会

一 政党の支部

政治団体の名称

自由民主党岡山県支部連合会

自由民主党岡山県支部連合会久米南支部

〃

自由民主党岡山県第四選挙区支部

自由民主党吉井支部

〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

秋岡つよし後援会

秋山りつお後援会

大熊公平後援会

〃

大西国昭後援会

岡山県傷痍軍人会

小野修一後援会

笠原武士後援会

〃

笠原武士と明るい地域づくりを考える会

亀井章後援会

北川勝義後援会

小引美次後援会

根馬和子後援会

〃

津崎かたし後援会

T育てる会

浜口ゆうじ後援会

福島かつみ後援会

〃

守安勝後援会

〃

Y育てる会

●岡山県選挙告示第百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成十七年十一月二十五日

委員長 水川 武司

新

岡山市内山下一―一二一三

久米郡久米南町下弓削一六九三

宮本俊一

橋本岳

西山和嘉

釜口美之

新

高梁市成羽町下原二四三一

総社市新本三三六三一

〃 清音上中島二七四一

塩尻實

有吉剛

岡山市南方二―一三一岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館

倉敷市船穂町船穂一三四〇一二

藤代力之助

妹尾嘉博

妹尾嘉博

亀井淳一

赤磐市周匝八五三

〃 松本三二二

総社市宿一四四〇

根馬茂夫

内田嘉美

内田嘉美

岸本孝夫

備前市日生町日生二五八二一五

谷村啓介

総社市地頭片山五三一一九

風早弘

岸本孝夫

下山栄

旧

岡山市丸の内二―七―一八

久米郡久米南町南畑一五〇

沼野真寿美

橋本龍太郎

平尾暢良

藤本秀昭

旧

川上郡成羽町下原二四三一

総社市新本三四五九

都窪郡清音村上中島二七四一

難波博

大西安次郎

岡山市石関町二―一岡山県総合福祉会館内

浅口郡船穂町船穂一三四〇一二

乗金裕海

梶井克治

梶井克治

亀井章

赤磐郡吉井町周匝八五三

〃 熊山町松本三二二

都窪郡山手村宿一四四〇

森次卓二

大工園義郎

大工園義郎

原田精一

和気郡日生町日生二五八二一五

門田一美

都窪郡山手村地頭片山五三一一九

小橋嘉

原田精一

渡辺英次

届出年月日

平成一七・八・二

〃

〃

〃

〃

〃

〃

平成一七・八・二九

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

亀井章後援会

竹元武士後援会

山崎かつよし後援会

代表者氏名

亀井 淳一

上 本 益 雄

合 沢 紘 一

解散年月日

平成一七・八・一〇

〃 〃 八・二二

〃 〃 八・一

岡山県選挙管理委員会
委員長 水 川 武 司

●岡山県選挙告示第百十五号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。
平成十七年十一月二十五日

岡山県選挙管理委員会
委員長 水 川 武 司

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
秋 岡 毅	高梁市長	秋 友 会	高梁市和田町二〇六一一七	秋 岡 毅	平成一七・八・二九

●岡山県選挙告示第百十六号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
平成十七年十一月二十五日

岡山県選挙管理委員会
委員長 水 川 武 司

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	衆議院議員	岡山市長
萩 原 誠 司	衆議院議員	誠 友 会	公職の種類	新	岡山市長

●岡山県選挙告示第百十七号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があった。
平成十七年十一月二十五日

岡山県選挙管理委員会
委員長 水 川 武 司

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
秋 岡 毅	高梁市長	秋岡つよし後援会	高梁市成羽町下原二四三一	秋 岡 毅	平成一七・八・二九
代表者氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地		資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
亀 井 章	岡山市議会議員	亀井章後援会	岡山市京橋町四一一		平成一七・八・二二

備考 亀井章後援会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は、亀井章である。

正 誤

った。

〔五〕平成十七年十一月四日岡山県告示第百十二号（保安林の指定予定）に誤りがあ

○ " 九 " 五 " 八二・下・二 ・ " ・ ・ " ・ 二	字巻番山 字巻番山 字中河内二三〇六の二 以上二筆	誤
七 字中河内二三〇六の二・二三〇 以上二筆	字巻番山 字巻番山 字中河内二三〇六の二・二三〇 以上二筆	正